

令和6年 税申告特集

開成町申告相談会を実施します(完全予約制)

税務課 ☎84-0313

税の申告相談会日程

【相談日時】2月16日(金)～2月26日(月) (土日祝除) 9時～16時30分 (12時～13時除く 最終入場時間16時15分)

【予約期間】インターネット予約 1月19日(金)～1月31日(水)/往復はがき予約 1月31日(水)まではがき必着

【場 所】役場1階 町民プラザ特設会場

※窓口及び電話での予約はできません。※

※1月1日に町内に住民登録がある方の申告相談に限り受付します。※

※書類がすべて整っていれば、おひとり様約15分で申告が完了する目安です。※

インターネット予約 (受付時間: 1月19日8時30分～1月31日17時)

① <http://www.town.kaisei.kanagawa.jp> (町ホームページ) か二次元コードから予約フォームへ

② 予約フォームで必要事項を入力し送信

③ 相談日に受付メールをスマホ等か、印刷物で提示

インターネット予約の注意点

キャンセルはシステム入力してください。予約はこちら→

前日からは、キャンセルを直接電話で受付けます。



往復はがき予約 1月31日までに必着。相談日を指定することはできません。

① 往復はがきに①住所②氏名(フリガナ)③電話番号④生年月日⑤都合の悪い日2日間を記入し〒258-8502 開成町延沢773番地 開成町税務課へ郵送

② 2月6日(火)以降に届く予約票で日時確認

③ 相談日に返信はがきを提示

往復はがき予約の注意点

- ・定員を超えた場合抽選となり、日時指定と変更はできません。キャンセルは電話で受付けます。
- ・1枠(最大2名)1枚のはがきでお申込みください。
- ・都合の悪い日は2日以内で記載してください。3日以上は税務署で申告をお願いします。

確定申告が必要な人

・給与所得者で申告が必要な人(一例)

- (1)給与の年収が2,000万円超
- (2)副業の給与の収入の合計が20万円超 (例外あり)
- (3)給与以外の所得の合計が20万円超
- (4)年末調整をしていない

・年金所得者で申告が必要な人(一例)

- (1)公的年金収入の合計が400万円超
- (2)公的年金以外の所得の合計が20万円超
- (3)源泉徴収対象外の公的年金がある(国外年金など)

※上記以外で所得税還付の際は確定申告が必要です。
注意: 寄附金控除のワンストップ特例は、確定申告すると無効になります。必ず寄附金を一緒に申告してください。

町の相談会で申告できないもの

- ・給与、年金、配当(総合)、一時以外の所得の申告
例 営業・農業・不動産所得の申告(青色申告等)
配当の分離申告、株式・土地建物の譲渡所得
純損失の繰越や配当・株式譲渡の損失の繰越
不動産の譲渡所得、利子所得
- ・初年度の住宅借入金等特別控除に関する申告
- ・源泉徴収票のない給与所得の申告
- ・令和5年分以外の申告
- ・その他内容が複雑なものや所得税でないもの
例 死亡者の準確定申告
雑損控除や仮想通貨の申告
相続税・消費税の申告など

インターネット予約講習会

スマートフォンをお持ちの方を対象にインターネット予約講習会を開催します。

操作方法がわからない方や、はがきでご予約されている方も本年で予約方法を覚えていただき、次年以降はぜひインターネット予約をお願いします。

講習会では操作案内とともに実際の予約受付も実施します。(実際の予約期間より前に受付させていただき、本予約として処理をします。)

- ・日 時: 1月18日(木) 10時～16時(12時～13時除く)
- ・場 所: 役場1階
- ・持ち物: スマートフォン
- ・注意点: 当日は予約の講習だけでなく実際の予約操作もいたします。予約操作にはメールアドレスが必須であるためご自身のご利用可能なメールアドレスがわかる状態で来てくださるようお願いします。

住民税の申告が必要な人 収入がない方でも申告が必要な場合があります。

- 誰の扶養にも入っていない方
- 国民健康保険、後期高齢者医療保険、介護保険に加入されている方
- 所得証明や非課税証明書の発行が必要な方
- ※その他、年金免除や児童手当や保育料等の算定上申告が必要な場合があります。

オンライン申告と用紙ダウンロードは
こちら

↓



～住民税の申告は郵送でも提出できます～

町ホームページから「住民税申告書」をダウンロードし必要事項を記入・書類を添付してご郵送ください。オンライン申告も実施しておりますのでぜひご利用ください。控えが必要な場合は、返信用封筒を送付するか4月以降に役場に取得に来てくださるようお願いします。

送付先 〒258-8502 足柄上郡開成町延沢773番地 開成町税務課 課税班 宛

申告に必要なもの

所得を証明するもの	控除を証明するもの	その他
<input type="checkbox"/> 給与や年金等にかかる源泉徴収票や支払調書（原本）など	<input type="checkbox"/> 社会保険料控除証明書 （国保・後期・介護保険料などの納付済額証明書（※）、国民年金保険料の支払い証明書） （※）口座振替や納付書で納めている方には1月下旬に町から発送します。公的年金から天引きされた方には年金支給者が発送する「公的年金等の源泉徴収票」に納付額が記載されています。 <input type="checkbox"/> 生命保険料、地震保険料などの控除証明書 <input type="checkbox"/> 医療費控除を受ける場合は、令和5年1月1日から令和5年12月31日の医療費控除の明細書や医療費通知（申告相談のお客様が多数いらっしゃるため、現地係員では医療費を集計できません。医療費控除の明細書はご自宅で事前作成をお願いします。） <input type="checkbox"/> 障害者控除を受ける場合は、障害者手帳 <input type="checkbox"/> 寄附金控除がある場合は、寄附金額がわかる書類 <input type="checkbox"/> そのほか控除の申告に必要な証明書など	<input type="checkbox"/> 個人番号がわかるもの（写真付きの個人番号カードの場合、免許証等身元確認書類は不要） <input type="checkbox"/> 運転免許証などの身元確認書類 <input type="checkbox"/> 扶養親族などの個人番号がわかるもの <input type="checkbox"/> 還付がある方は本人名義の通帳など <input type="checkbox"/> 税務署からの「お知らせハガキ」など 医療費控除明細ダウンロードはこちら↓

医療費通知の発送

- 国民健康保険（総合窓口課：☎84-0324）
【1回目】1月末頃[前年1月～10月分]【2回目】3月上旬頃 [前年11月～12月分]
- 後期高齢者医療保険（後期高齢者医療広域連合：☎0570-001120）
【1回目】2月10日頃 [前年1月～11月分]【2回目】3月10日頃 [前年12月分]

確定申告書の提出について 完成済みのものに限り、内容のチェックはいたしません。

- 仮收受期間 2月16日（金）～3月14日（木）8時30分～17時15分（土、日、祝日除く）
- 収受場所 役場1階 町民プラザ特設会場（受付のみ可能です。）

ただし2月27日（火）～3月14日（木）までは正面総合窓口にて収受します。

※令和6年3月15日（金）以降は町であずかれませんので、提出は税務署に直接お持ちください。


申告用紙は、できるだけ国税庁ホームページからダウンロードしてください

申告用紙は小田原税務署にて配布します（1月19日（金）から役場でも配布する予定です）が、数に限りがありますのでできるだけ国税庁ホームページからダウンロードしてください。

小田原税務署確定申告のお知らせ

〒250-8511 小田原市荻窪440番地
【電話番号】0465-35-4511(代表)


開設期間(注)2月25日(日曜)は開場します。	会場	時間
2月16日(金)~3月15日(金) 上記期間以外、税務署に会場はありません。* 土、日及び祝日を除きます。(注)	小田原 税 務 署 3 階	【受付】8時30分~16時まで(提出は17時まで) *受付を早めに締め切る場合があります。 【相談】9時~17時まで

お持ちいただくもの	案内図
①源泉徴収票などの申告書作成に必要な書類 ②マイナンバーカード(*) *マイナンバーカード発行時に設定した次のパスワードも必要です。 ・利用者証明用電子証明書(数字4桁) ・署名用電子証明書(英数字6文字以上16文字以下) ※マイナンバーカードをお持ちでない場合次の書類をお持ちください。 ・運転免許証等の身元確認書類 ・通知カード等のマイナンバーが分かる書類	

入場整理券	事前に準備いただきたいこと
○申告書作成会場では、混雑回避のために「入場整理券」を配付します。 ○3月は入場整理券の入手が困難と予想されます。2月来場をお勧めします。 ○入場整理券は、当日会場で配付するほか、LINE の事前発行で入手することが可能です。是非、LINE による事前発行をご利用ください。	マイナポータル連携をお願いします。 マイナポータル連携の概要は こちらから! マイナポータル連携の事前準備は こちらから!


オンラインで事前発行 友だち追加は [こちらから!](#)

国税庁の公式 LINE アカウントを友だち追加してください。



マイナポータル連携の概要は [こちらから!](#)

マイナポータル連携の事前準備は [こちらから!](#)



三税申告相談 ~税理士による無料申告相談~

期 間	会 場	所 在 地	時 間
2月2日(金)	小田原市川東タウンセンターマロニエ (3階マロニエホール)	小田原市中里273-6	【相談】9時30分~12時まで 13時~16時まで
2月8日(木)* 2月9日(金)	南足柄市役所 (5階大会議室及び501号室)	南足柄市関本440	【受付】15時まで
1	中井町役場(3階大会議室)	中井町比奈窪56	【相談】9時~11時30分、13時~15時30分 【受付】15時まで
	山北町役場(1階ご用ききスペース)	山北町山北1301-4	【相談】9時~12時、13時~16時 【受付】11時まで、15時30分まで
	真鶴町民センター(1階機能回復訓練室)	真鶴町岩172-8	【相談・受付】9時~11時、13時~16時
	湯河原町役場(第2庁舎3階会議室)	湯河原町中央2-2-1	【相談】9時30分~12時、13時~16時 【受付】15時まで
2	大井町役場(3階会議室)	大井町金子1995	【相談】9時30分~12時、13時~16時 【受付】15時まで
	開成町役場(1階ロビー)	開成町延沢773	【相談】9時30分~12時、13時~16時 【受付】15時まで
	箱根町役場(分庁舎4階会議室)	箱根町湯本256	【相談】9時~12時、13時~16時 【受付】15時まで
3	松田町役場(1AB会議室)	松田町松田惣領2037	【相談】9時~12時、13時~16時 【受付】11時まで、15時まで

上記「期間」1:「2月13日(火)~2月15日(木)」、2:「2月14日(水)~2月15日(木)」、3:「2月15日(木)」(小規模開催のため、お住まいの管轄の会場でのみ受付・相談を行います。)

- 小規模納税者の所得税及び復興特別所得税・個人消費税、年金受給者並びに給与所得者の所得税及び復興特別所得税の申告書(土地、建物及び株式などの譲渡所得がある場合並びに住宅借入金等特別控除を初めて適用する場合等を除く。)を作成して提出できます。提出のみの場合小田原税務署に直接お持ちいただくか、郵送でご提出ください。
- 税理士無料申告相談はオンラインによる事前申込を受け付けます。電話受付は行っておりません。
- オンラインによる事前申込サイトの操作方法についてのお問合せは、【050-1808-7285】(受付時間:平日10時~12時、13時~16時)へお願いします。
- 中井町、真鶴町、開成町及び松田町の申告相談会場は必ずご予約の上ご来庁ください。
- ご来場の際は、源泉徴収票など申告相談に必要な書類、スマートフォン及びマイナンバーカード等(詳しくは裏面の「お持ちいただくもの」をご覧ください。)をご持参ください。

無料申告相談専用
LINE 事前申込




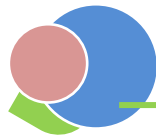
Web 事前申込



https://cubic.com/tochi118/booking_pages

青色申告会の会場の利用方法が変わります

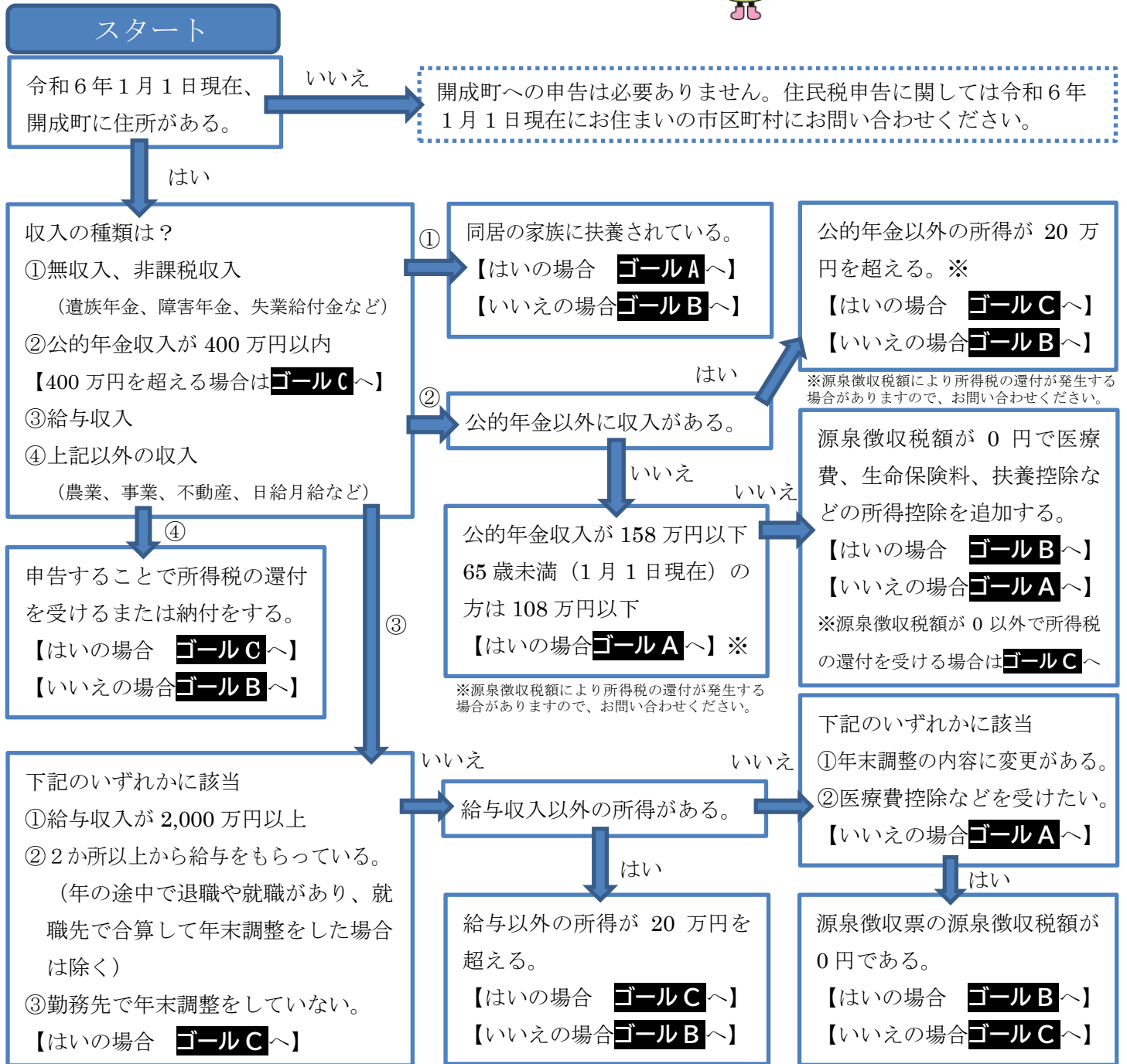
【問合せ先】	(公社) 小田原青色申告会 〒250-0012 小田原市本町2-3-24	青色申告会 HP
【電話番号】	24-2611 (代表)	
【期 間】	2月1日(木)~3月15日(金) ※期間中の土曜日、祝日は休館	
【会 場】	青色会館3階大ホール	
【申 込 み】	専用サイトからの来場時間帯の事前申込が必須。詳細は本会HPをご覧ください。 (https://www.aoiro-odawara.com/)	
【開催時間】	9時15分~最終16時5分	
【注意事項】	年金、給与所得のみの未会員の方は1名につき3,000円の会場利用料が必要となります。	



申告フローチャート



確認してみよう



(注) 一般的な例です。所得税の還付を受ける場合は、この表にかかわらず確定申告が必要です。窓口にお問い合わせください。

ゴールA 原則、所得申告の必要はありません。
※所得証明書が必要な場合や各種手続きで非課税判定が必要な場合はBを参照してください。

ゴールB 住民税(町民税・県民税)の申告が必要です(町へ申告)。
国民健康保険税、介護保険料、児童手当などの基礎資料となるものです。必ず申告してください。
注1) 源泉徴収税額により所得税の還付が発生する場合は所得税の確定申告が必要です。

ゴールC 所得税の申告が必要です(税務署、町など)
※町の申告会場ではお受けできない内容もありますのでご確認ください。

申告書の提出期限は令和6年3月15日(金)です